6　［略］

7　6の欄は、無線航行陸上局に限り最小測定距離を記載すること。

8　7の欄は、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　略］

(5)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(6)　パルス幅の欄は、電波の型式がパルス変調のもの（設備規則別表第２号第１の表で規定されるものを除く。）にあつては、秒で示すパルスの幅を記載すること。

(7)　［略］

(8)　［略］

(9)　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(10)　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

9　8の欄は、次によること。

(1)　送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は区別の欄の□にレ印を付けることとし、その他の場合は製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄を注８に準じて記載すること。

(2)　通過帯域幅の欄は、次によること。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における６dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における３dB低下の幅（地上に設置する航空用ＤＭＥのうち、精度の異なる二つの距離測定モードを有するもの（以下「地上ＤＭＥ／Ｐ」という。）については、中間周波数における12dB低下の幅及び60dB低下の幅とする。）を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

10　［略］

11　10の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

12　12の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。

7　［同左］

8　6の欄は、無線航行陸上局に限り記載すること。

9　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　同左］

(5)　変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［新設］

(6)　［同左］

(7)　［同左］

(8)　技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(9)　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条第５項及び第25条第５項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

10　［同左］

(1)　製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、「送信機に同じ。」と記載し、その他の場合は、注９に準じて記載すること。

(2)　通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は６dB低下の幅を、470MHz以上の場合は３dB低下の幅（地上に設置する航空用ＤＭＥのうち、精度の異なる二つの距離測定モードを有するもの（「地上ＤＭＥ／Ｐ」という。）については、12dB低下の幅及び60dB低下の幅とする。）を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

11　［同左］

12　10の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

13　11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。